

条例及び倫理指針上における県民健康調査データの第三者提供の位置付け

(条例：福島県個人情報保護条例、倫理指針：人を対象とする医学系研究に関する倫理指針)

平成 29 年 11 月 15 日

福島県県民健康調査課

○条例及び倫理指針上の位置付けにおける整理

- 県民健康調査データの第三者提供については、福島県個人情報保護条例及び人を対象とする医学系研究に関する倫理指針上において、以下のとおり整理されてきた。

福島県個人情報保護条例

県民健康調査データの第三者提供が「学術研究の目的」であれば、個人情報を提供することが可能である。(第 7 条第 2 項第 5 号)

人を対象とする医学系研究に関する倫理指針

県民健康調査データの第三者提供については、倫理指針上の「他の研究機関に既存試料・情報を提供しようとする場合」に該当し、必要な手続を要する。

※対象者に情報の提供を拒否できる機会を与える仕組み（オプトアウト）については、条例及び倫理指針上求められてはいないが、今回のルールに盛り込むことを想定。

- 福島県個人情報保護条例が平成 29 年 7 月 11 日に改正・施行されたが、これまでの整理に変更を要するものではない。

〔条例及び倫理指針上の位置付けにおける対応関係〕

福島県個人情報保護条例 (改正後)	人を対象とする医学系研究に関する 倫理指針上の手続 (改正後) 【指針-第 5 章-第 12-1-(3)他の研究機関に 既存試料・情報を提供する場合の IC】
	原則 IC ↓ IC 手続困難な場合 ア 以下のいずれか (ア) 匿名化 (特定の個人を識別できない) (イ) 匿名加工情報・非識別加工情報
【第 7 条第 2 項第 5 号】裏面参照 例外規定「学術研究の目的」	(ウ) 学術研究その他特段の理由がある + 通知又は公開 + 匿名化 (直ちに判別でき ないよう加工・管理)
	↓ アに該当しない場合 イ 学術研究その他特段の理由がある + 通知 又は公開 + 原則拒否機会の保障 ↓ ア・イ不可 ウ 社会的に重要性の高い研究 + 適切な措置

[参考]

福島県個人情報保護条例（一部抜粋）

（利用及び提供の制限）

第七条 実施機関は、法令等の規定に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。

二 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないとき。

三 出版、報道等により公にされているとき。

四 同一実施機関内で利用し、又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは他の実施機関に提供することに相当な理由があるとき。

五 前各号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるときその他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 実施機関は、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該保有個人情報の利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めなければならない。